

# 仕 様 書

## 1. 件 名 令和 8 年度 自動研磨ユニット 一式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和 8 年度 自動研磨ユニット 一式」について規定する。

## 2. 数 量 一式

構成内訳

- ・アームユニット 3 個
- ・ベースプレート 1 個
- ・タイマースイッチ 1 個

## 3. 研究内容・購入目的

環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査（以下「エコチル調査」という。）」が平成 22 年度より開始され、NIES は研究の中心機関（エコチル調査コアセンター）としての業務を担っている。エコチル調査は、全国で 10 万人の妊娠中の母親をリクルートし、生まれてくる子どもを長期間に渡って追跡する出生コホート調査である。エコチル調査において収集された乳歯を分析するための前処理を、前処理研磨装置の自動化により迅速化するため、「令和 8 年度 自動研磨ユニット 一式」を購入するものである。

## 4. 仕 様

「令和 8 年度 自動研磨ユニット 一式」については、以下の条件を満たす必要がある。

### (1) 仕様

- ・ 本装置は、以下の前処理研磨装置に付属できるものとする。
  - ◇ 装置名 EcoMet 30 (BUEHLER)
- ・ 自動研磨ユニットのアーム先端に乳歯サンプル（以下「サンプル」という。）を取り付け、自動でサンプル表面の研磨をすることができるものとする。
- ・ サンプルは直径約 17mm、高さ約 10mm 程度の大きさである。必要時、サンプルは NIES 担当者から提供する。
- ・ サンプルの研磨時にタイマーをセットし、スタートボタンを押すことによって、研磨時間を指定できること。
- ・ サンプルは最大 3 個まで同時に研磨できることとする。なお、サンプルは 1 個ないしは 2 個の場合もあり得る。
- ・ 3 つの研磨位置は、研磨紙上で同じ場所にならないように配置できること。
- ・ 研磨は研磨紙を変え、3 回（又は 4 回）程度行うものとし、その際、サンプルを 90 度回転させながら行う運用に支障がないこと。

- ・ サンプルの脱着や研磨方向の調整が容易に行える構造であること。操作方法及び運用方法については、NIES 担当者と協議の上、調整すること。
- ・ サンプル脱着時、アームを持ち上げた状態で固定することができること。
- ・ 自動研磨ユニットを付属した状態で手動研磨もできること。
- ・ 外形寸法は、以下を目安とする。
  - アームユニットは、92W x 170D x 155H（目安）であること。
  - ベースプレートは、450W x 430D x 10H（目安）であること。
  - タイマースイッチは、50W x 170D x 90H（目安）であること。
- ・ サンプル押し付け力は、0.5～1.0kgf 程度であること。
- ・ タイマーセット時間範囲は、2.0s～120s であること。

## (2) 組み立て・調整・設置

本業務実施に当たり、必要となる研磨機は NIES が貸与する（送料は請負者が負担する）。請負者は、NIES 担当者の指示に従い、研磨機に乳歯を自動で研磨できる自動研磨ユニットを設置する。設置に当たっては、研磨機本体の駆動に影響しないように留意する。

## (3) 動作確認

自動研磨ユニットを研磨機に設置し、研磨の仕上がりについて NIES 担当者の確認を得ること。なお、仕上がりの不具合が見られた場合、調整等の対応をすること。

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川 16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和 9 年 2 月 26 日

## 7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

## 8. その他

本調達に、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

本調達品の納入に当たり、請負者が既存品（産業廃棄物等）の撤去（運搬・処分）を実施する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、関係条例等に基づき、適正に収集運搬及び処分を行うこと。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIES において法令等（例：労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、電波法（昭和 25 年法律 131 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律 138 号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律

第 167 号) など) に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時までに NIES 担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡しが完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。